

第四條 本組合ハ組合長ヲ置ク

第五條 本組合ノ事業執行方法ハ決議ヲ以テ施行ス

第六條 決議ハ過半數ヲ以テ定ム

第七條 本組合ノ組合員ハ左ノ如シ

楠瀬、五藤、井澤、越田、山本

右決議ヲ以テ決定ス。

昭和九年八月三日

組合員 署名

製造組合ノ代表者三八楠瀬三郎氏就任シ、組合經費ハ今後組合
フ經テ販賣セラル製品ノ賣上額額ノ一%ヲ以テ支弁スルコト
トナツタソデアル。

本組合ノ成立モ諸種ノ關係テ容易ニ出來ナカツタノデアツタガ
阪本氏等ノ熱心ナル勸説ガ遂ニ奏効シタモノデアル、ソレダケ

二組合側ノ地位セ工場側ニ認メラレ、大阪電球硝子産業委員會
ヲ成立セシメ之ニヨツテ團体協約ヲ行フコトトナツタノデアル。

(三) 大阪電球硝子産業委員會ノ成立

(1) 大阪電球勞働組合

本組合ハ昭和八年十二月二十六日ノ創立ニカカリ、バルブ工場
及ビ一部電球製造工場ノ從業員ヲ以テ組織シ、組合長今井武吉
書記長栗山角次郎、會計酒井要次デアル、組合員五〇〇ト稱セ
ルモ實數ハ約三〇〇デアル、今ソノ大部ヲ占ムルバルブ工場ノ
從業員數並ニ勞働條件フコヨニ概述スルト

從業員數概數

	楠瀬	七五人	内 籍人數
五藤	五五人		
山本	四〇人		
越田	三〇人		